

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

さいたま市長 宛

1 私(世帯主) 世帯主氏名  
(署名または押印) 印 は、



新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したため、下記内容を確認し、裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

(フリガナ) 氏名	生年月日	申請日	年 月 日
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号	(日中に連絡可能な電話番号) — —
現住所			

2 申請者が属する世帯の状況

※世帯員が6人以上の場合は、新しい申請書(同じ様式)へ追加記入し、この申請書に同封してください。

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和4年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R4.1以降 家計急変が あった者
1	(申請者)	本人	/		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
2			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
3			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
4			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
5			明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

3 振込口座(世帯主または代理人の口座に限ります。)

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード	1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1		

世帯主以外が受給する場合は、裏面の「4 代理申請・受給を行う場合」をご記入ください。

※ 金融機関の口座をお持ちでない方は、口座記入欄には記載せず、本人確認書類のコピーを添付して、右記チェック欄をチェックしてください。受給方法は、現金書留による給付を予定しておりますが、申請から給付まで、2か月程度の期間を要しますので、可能な限り金融機関での振込でお受け取りください。



裏面も必ずご確認ください

## 4 代理申請・受給を行う場合

(フリガナ) 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の申請及び受給を委任します。		世帯主氏名	署名 (または記名押印) <span style="float: right;">印</span>

## 【誓約・同意事項】

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）（以下「給付金（家計急変世帯分）」という。）の支給要件（※）に該当します。
- ※給付金（家計急変世帯分）の給付対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ① ア 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少がある世帯であり、世帯全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。  
イ 世帯全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
  - ② 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
  - ③ 給付金（家計急変世帯分）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯を対象に給付するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、給付申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
  - ④ 給付金（家計急変世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
  - ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
  - ⑥ 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年9月30日までに、市が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金（家計急変世帯分）が給付されないことに同意します。
  - ⑦ 給付金（家計急変世帯分）の支給後、申請書（請求書）の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金（家計急変世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合、また、世帯の一員が、他の市区町村を含め、給付金（家計急変世帯分）等を受給していることが判明した場合には、給付金（家計急変世帯分）を返還します。
  - ⑧ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金（家計急変世帯分）の請求書として取り扱います。
  - ⑨ 上記に掲げるもののほか、「さいたま市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要綱」の規定を遵守します。

## 提出書類

- 1 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）』（本書）  
※ 必要事項をご記入ください。
- 2 『世帯主の本人確認書類』のコピー  
※ 世帯主の健康保険証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード（表面）、運転免許証等のコピー（いずれか1点）
- 3 『受取口座を確認できる書類』のコピー  
※ 受取口座の金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードのコピー
- 4 『簡易な収入（所得）見込額の申立書（様式第3号別紙）』
- 5 『任意の1か月の収入』の状況を確認できる書類のコピー  
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入金額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 6 『戸籍の附票の写し』のコピー（令和4年1月1日以降、2回以上住所変更された方のみ）
- 7 『世帯主及び代理人の本人確認書類』のコピー（代理申請・受給を行う場合のみ）  
※ 健康保険証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード（表面）、運転免許証等のコピー（いずれか1点）

※添付書類の不備はありませんか（添付書類の不備がある場合、給付を受けられません）。

※不正受給をした者は刑法第246条の詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。